

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がある法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する
か否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある□にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 4 日

広島地方裁判所福山支部

裁判所書記官 河 合 明日香

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 20 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 8 月 26 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 8 月 29 日 午前 10 時 00 分 場 所 広島地方裁判所福山支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 9 月 18 日 午後 3 時 00 分 場 所 広島地方裁判所福山支部
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 2 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 9 月 2 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 4 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	3,810,000 3,048,000	一括	770,000	45,983	11,577
1	1,190,000				
2	410,000				
3	2,210,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 尾道市山波町字浜田倉ノ内 |
| | 地 番 | 20342番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 164.47平方メートル |
| 2 | 所 在 | 尾道市山波町字畑岡端 |
| | 地 番 | 2297番6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 56.54平方メートル |
| 3 | 所 在 | 尾道市山波町字浜田倉ノ内20342番地1 |
| | 家屋 番号 | 20342番1の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 97.42平方メートル
2階 80.13平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 5月 8日

広島地方裁判所福山支部

裁判所書記官 河 合 明日香

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

Aが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 尾道市山波町字浜田倉ノ内
 地 番 20342番1
 地 目 宅地
 地 積 164.47平方メートル
- 2 所 在 尾道市山波町字畑岡端
 地 番 2297番6
 地 目 宅地
 地 積 56.54平方メートル
- 3 所 在 尾道市山波町字浜田倉ノ内20342番地1
 家屋 番号 20342番1の2
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺2階建
 床 面 積 1階 97.42平方メートル
 2階 80.13平方メートル



令和 6年（ケ）第 23号

令和 6年12月26日提出

現 況 調 査 報 告 書

広島地方裁判所福山支部

執 行 官 杉 原 弘 展

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 尾道市山波町字浜田倉ノ内

地 番 20342番1

地 目 宅地

地 積 164.47平方メートル

共有者 A 持分3分の1

共有者 B 持分3分の1

共有者 C 持分3分の1

2 所 在 尾道市山波町字畑岡端

地 番 2297番6

地 目 宅地

地 積 56.54平方メートル

共有者 A 持分3分の1

共有者 B 持分3分の1

共有者 C 持分3分の1

3 所 在 尾道市山波町字浜田倉ノ内20342番地1

家屋 番号 20342番1の2

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 97.42平方メートル

2階 80.13平方メートル

所有者 C

2

占有者及び占有権原 (物件 3 関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■A	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☒ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ 倉庫 ☐ 作業所	
■関係人 (■A (占有者) ☐ ()) の陳述 / ☐ 提示文書 (☐ 回答書) の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ■使用貸借 ☐	
占有開始時期		令和 6 年 9 月ころ	
最初の契約等	契約日	令和 6 年 9 月ころ	
	期間	令和 6 年 9 月ころから ☐ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	平成 年 月 日から ☐ 平成 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等当事者	貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()	
	借主	■占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎月 金 円 (末日限り 翌月支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		■ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

そ の 他 の 事 項

物件1, 2の土地は一団の土地(本件土地)であり, 物件3の建物(本件建物)の敷地として利用されている。

本件土地は, その南東側を市道(2297-2, 2297-4 尾道市の公衆用道路)に接面している。

本報告書に添付した写真には, 広角で撮影したものがある。

関 係 人 の 陳 述 等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ A (土地共有者, 建物占有者)	本件建物は私が住居として利用しています。 私と本件土地共有者B, 土地共有者兼建物所有者Cはきょうだいです。 同居していた母が亡くなってからは, 本件建物には, 私とBが居住していました。 その頃は, 私も住宅ローンの支払月額の半額程度を負担していたのですが, 私が本件建物に居住できなくなり, そのローンの支払もできなくなりました。 その後, Bは病院に入院することになり, 本件建物は空家となっていました。 そうしたところ, 令和6年9月になって, 私は実家に帰る感覚で本件建物に住むようになりました。 Bが本件建物に帰るのは難しいと思います。 本件建物の裏には井戸がありますが利用していません。この井戸は他所には引かれていません。

執 行 官 の 意 見

本件土地建物にはAの陳述に沿った占有の表徴が観られた。

A(建物占有者)とC(建物所有者)が兄弟であること, Aが一時期住宅ローンの支払月額の半額程度を負担していたと陳述していること, Cは当職が送付した照会書に対し, 本件建物はAが利用していると回答し, 貸借関係に関する記入をしていないこと並びに本件建物の状況等から, CはAが本件建物を利用していることを承諾しているものと推認できるため, Aの本件建物に対する占有権原を使用借権と認定した。

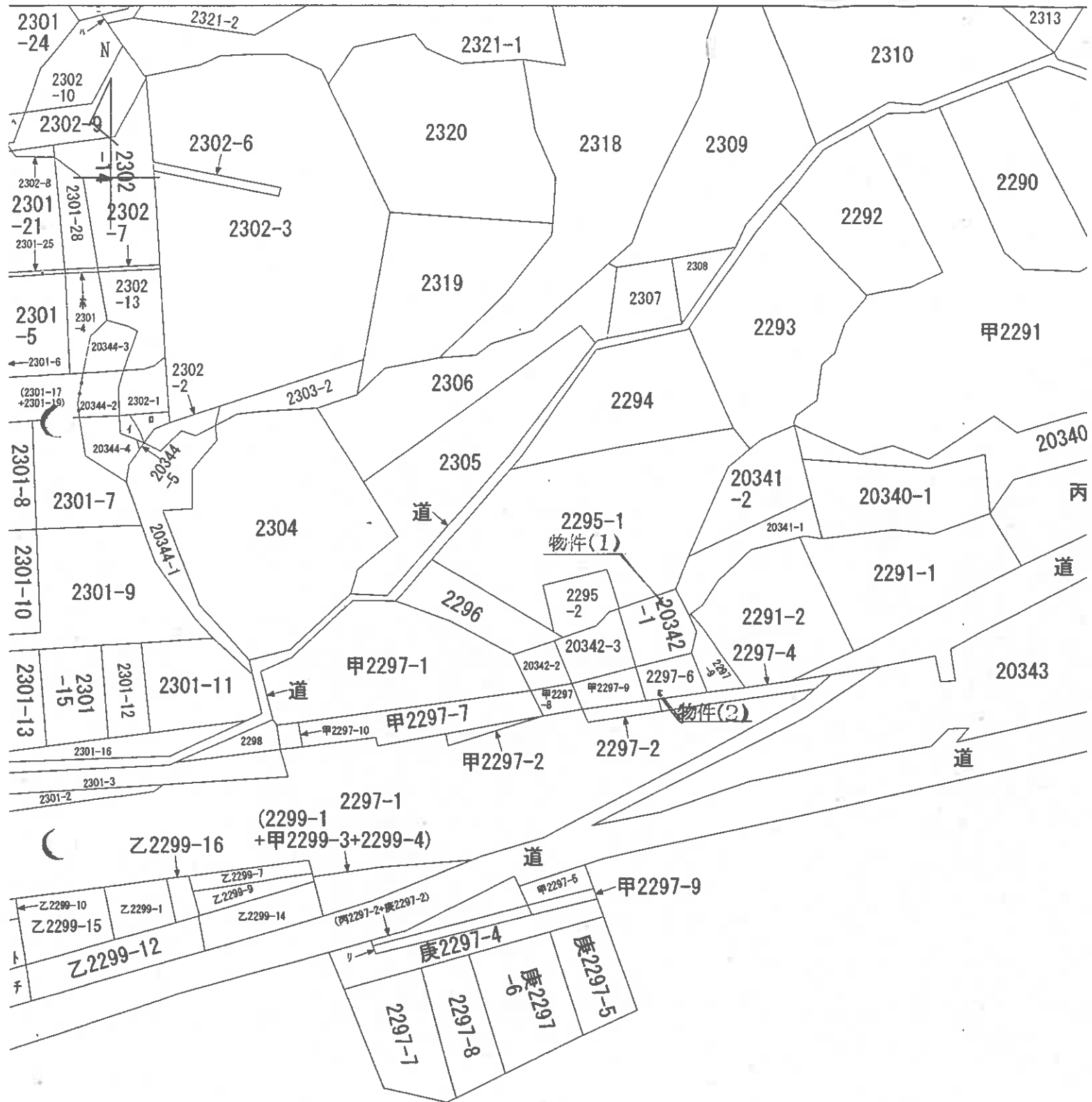
(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年10月25日 10:25-10:45	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影
6年10月25日 11:00-11:20	広島法務局尾道支局	公図, 地積測量図, 建物図面, 登記事項要約書交付申請
6年10月25日		賃貸借等照会書送付 (C)
6年11月22日		期日通知書兼賃貸借等照会書送付 (A, B)
6年12月 6日 14:50-15:05	物件所在地	物件確認, 写真撮影 Aから占有状況等聴取
6年12月11日 9:50-10:40	物件所在地	物件確認, 立入調査, 写真撮影 Aと面談
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在であったので, 証人を立会させて建物内に立ち入った。 ☐ 平成 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

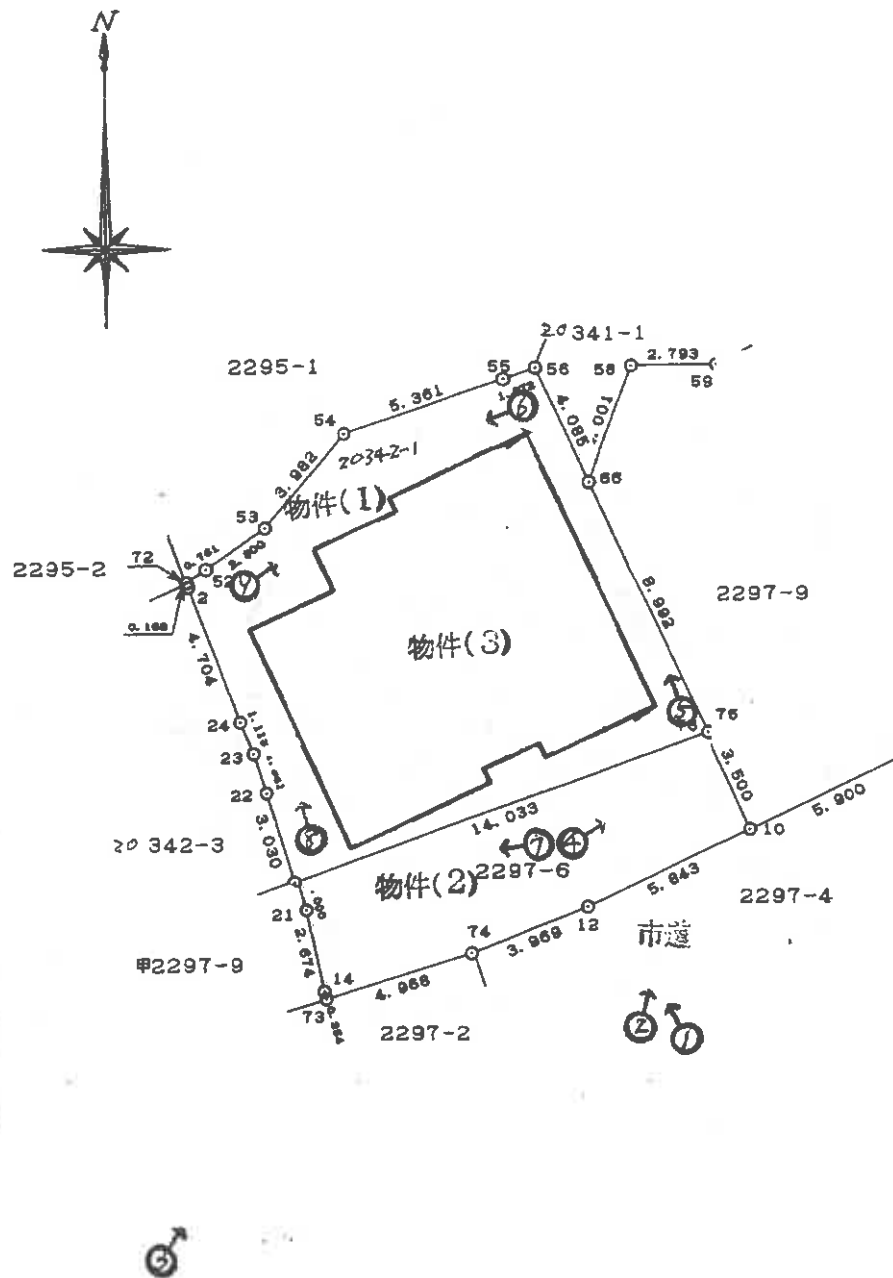
(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所記載のとおり

地図に準ずる図面

イ 2302-11 ハ 2321-3 ホ 2301-20 ト 乙2299-11 リ (丙2297-2-
 □ 2302-12 ニ 2324-1 ヘ 2301-23 チ 乙2299-13 庚2297-6)



No. → 写真撮影位置・方向



建物間取図

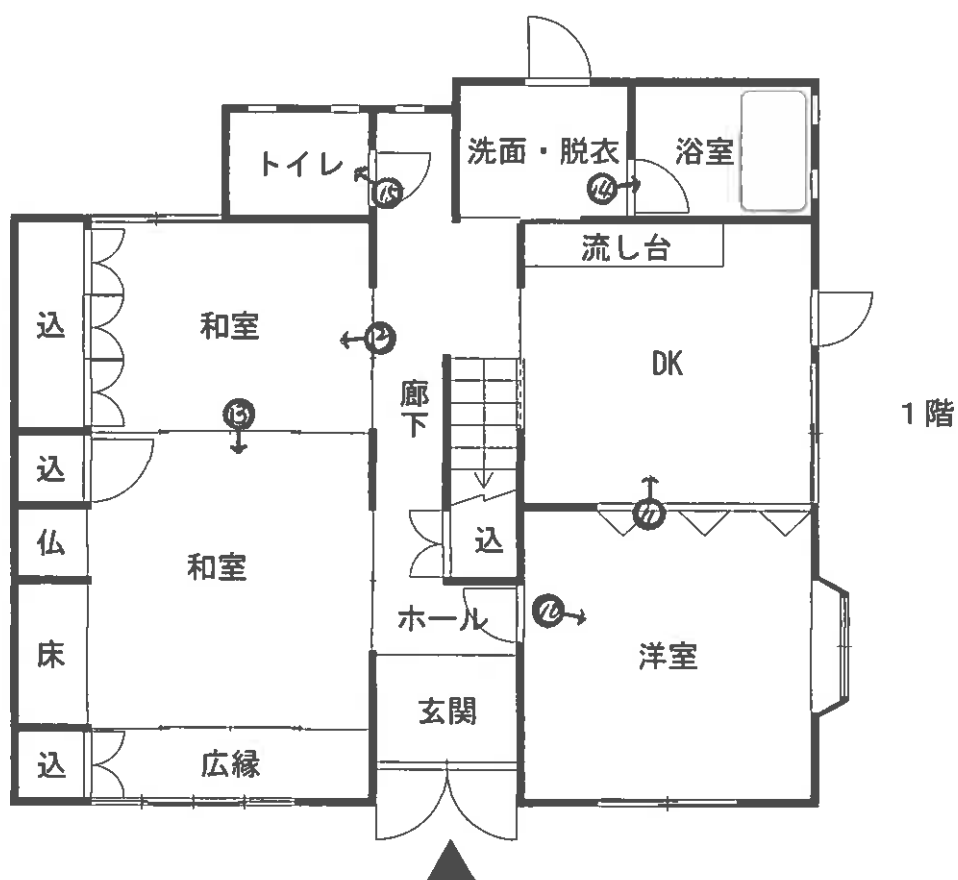
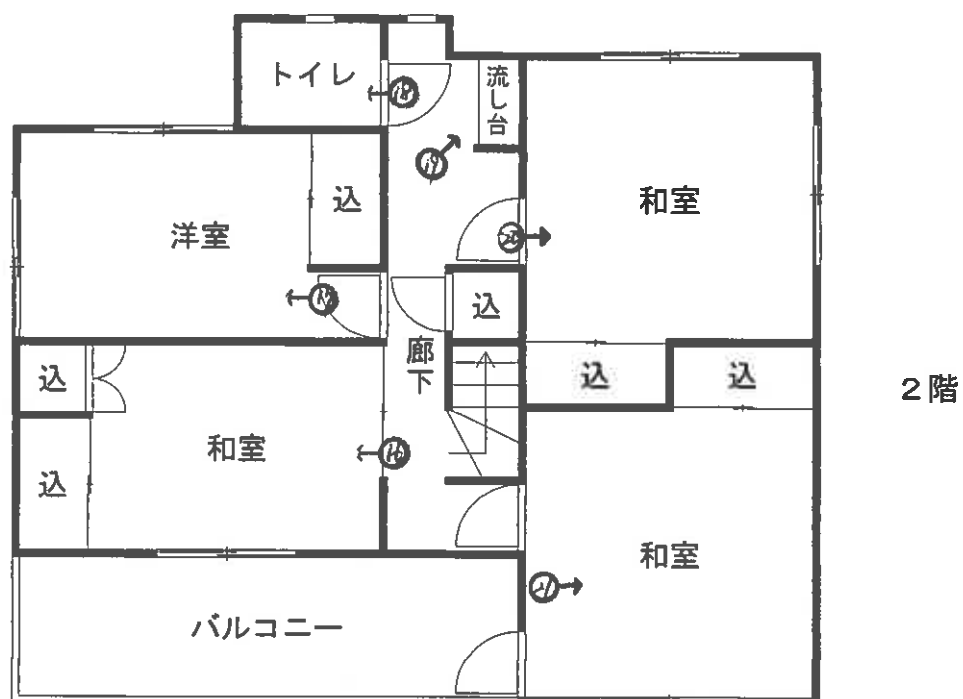
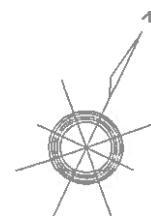


写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真 10



写真 11



写真 12



写真 13



写真 14



写真 15



写真 16



写真 17



写真 18



写真 19



写真 20



写真 21



令和6年(ケ)第23号
令和6年12月11日現地調査
令和7年1月7日評価

広島地方裁判所 福山支部 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

八幡和真 印

第1 評価額

一括価格	
金 5,459,000円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 1,709,000円
物件2 (土地)	金 587,000円
物件3 (建物)	金 3,163,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1、2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	尾道市山波町字浜田倉ノ内 20342番1 宅地 164.47㎡	同左
2	所 在 地 番 地 目 地 積	尾道市山波町字畑岡端 2297番6 宅地 56.54㎡	同左
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	尾道市山波町字浜田倉ノ内20342番地1 20342番1の2 居宅 木造瓦葺2階建 1階 97.42㎡ 2階 80.13㎡ 延べ 177.55㎡	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1，2）

位 置 ・ 交 通	J R 山陽本線「尾道」駅の東方・約2.7k m（直線距離） （別添「位置図」参照）		
付 近 の 状 況	付近は、線路沿いに一般住宅等の所在する住宅地域となっている。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% なし 土砂災害特別警戒区域、宅地造成等工事規制区域	
画 地 条 件	規 模 221.01 m ² （物件1, 2合計）	間 口 約 15 m 奥 行 約 17 m 形 状 略 整 形 接 面 状 況 中 間 画 地 そ の 他 地 勢 平 坦	
接面道路の状況	南東側 約1.8～2.2m 舗 装 市 道 高 低 差 画 地 が 約 0 ～ 1 m 高 い 建築基準法第42条2項道路		
土地の利用状況等	現状は物件3の建物が存する。 隣地は戸建住宅等。 目的外建物 なし。		
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり	
	都市ガス	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし （L P ガス使用）	
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 なし （浄化槽使用、引込可）	
特 記 事 項	・ 南東側の接面街路は建築基準法第42条2項道路に該当するため、道路の南東端より4mのセットバックを要する。（片側後退） ・ 本件土地の約半分が土砂災害特別警戒区域に指定されている。		

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成12年1月20日 新築 経 過 年 数：約 25 年 経済的残存耐用年数：約 5 年
仕 様	構 造：第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根：第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁：サイディング等 内 壁：クロス、ジュラク等 天 井：クロス、シキメ等 床：フローリング畳等 設 備：電気、給排水、ガス、衛生等 その他：なし
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	特になし。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1，2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	24,800	0.70	164.47	0.95	1	2,712,000
2	24,800	0.70	56.54	0.95	1	932,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員2m舗装市道に略等高接面する地積約180㎡程度の略整形な中間画地とした。
(標準画地はセットバックを要する画地と想定した)

地価公示価格（尾道-2）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格 (円) a×b×c×d
39,000	$\frac{99}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{156}$	24,800

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： 必要なし。

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

土砂災害特別警戒区域	0.70
相乗積	0.70

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態、建物老朽化の程度等を考慮した。

オ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件 3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ
3	180,000	177.55	0.13	1	4,155,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
25 年	5 年	30 年

残価率	観察減価
5 %	40 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数}) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.13$$

エ 持 分： 共有持分 (完全所有権の場合は 1 と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	2,712,000	0.10 使用借権	271,000
2	932,000	0.10 使用借権	93,000
物件1, 2合計			364,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を使用借権と判定し、その割合を10%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	2,712,000	- 271,000		1.00	0.70	1,709,000
2	932,000	- 93,000		1.00	0.70	587,000
3	4,155,000	+ 364,000	1.00	1.00	0.70	3,163,000
一括価格 (合計)						5,459,000

ウ 占有減価修正： 必要なし。

エ 市場性修正： 必要なし。

オ 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（尾道-2）

所 在 : 尾道市山波町字廻り田1596番8
価 格 : 39,000円/㎡
位 置 : J R山陽本線「尾道」駅の東方約3.9km（道路距離）
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 172㎡
供給処理施設 : 水道
接 面 街 路 : 南側 4m 市道
用 途 指 定 等 : 第1種中高層住居専用地域（建蔽率 60%、容積率 200%）
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域。

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1	2,355,210 円	（1㎡当たり 14,320 円）、	課税地積	164.47 ㎡
物件2	809,652 円	（1㎡当たり 14,320 円）、	課税地積	56.54 ㎡
物件3	2,709,597 円	（1㎡当たり 15,261 円）、	課税床面積	177.55 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（尾道市白図、縮尺 1/10,000、国土地理院地図 1/25,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付）
- 4 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 5 建物間取図（見取図）

以 上

附属資料

受命物件の位置図

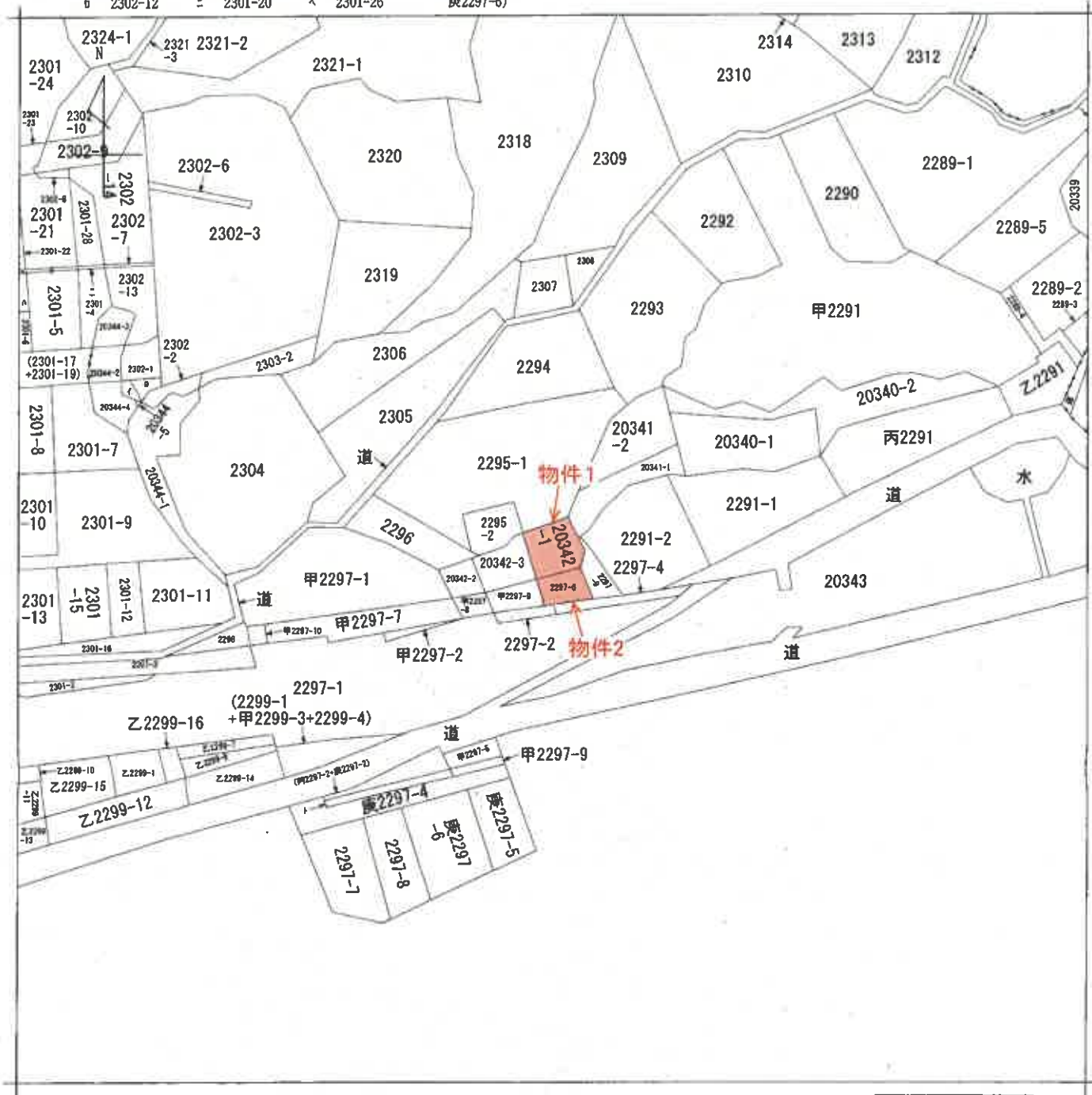


受命物件の位置図



公 図 写

イ 2302-11 ハ 2301-14 ホ 2301-25 ト (丙2297-2+
ロ 2302-12 ニ 2301-20 ヘ 2301-26 庚2297-6)



請求部	所在	尾道市山波町字浜田倉ノ内				地番	20342番1		
出力縮	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類 旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和41年2月				備付年月日(原図)		補記事項		

(縮小A3→A4)

請求番号：4-1

(1/1)

公用

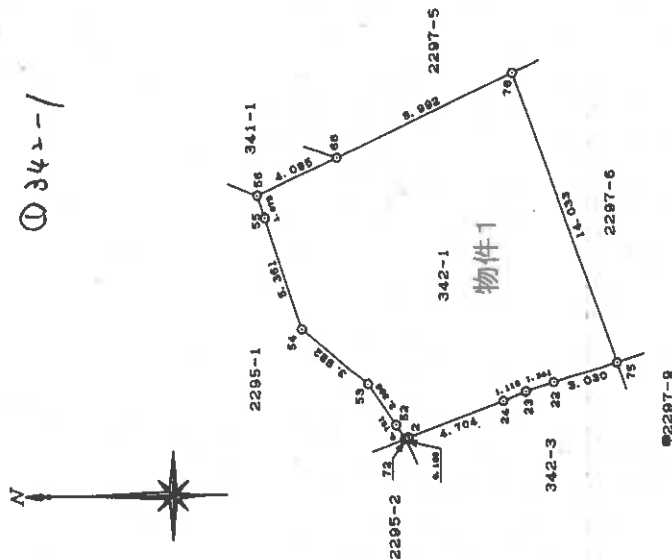
~~土地所在圖~~
~~地積測量圖~~

轴型

942-1

土地の所在
尾道市山波町字浜田倉ノ内

地番	342-1	点名	標高	X	Y	$\bar{X}_{n+1}-\bar{X}_{n-1}$	$\bar{Y}_{n+1}-\bar{Y}_{n-1}$	$Y_n(\bar{X}_{n+1}-\bar{X}_{n-1})$	$X_n(\bar{Y}_{n+1}-\bar{Y}_{n-1})$
72(				-6.600	-10.950	-0.572	4.263400	6.830900	49.830900
24(				-6.156	-10.982	-0.575	4.830100	50.483100	20.374641
23(				-11.602	-8.847	-2.303	20.374641	35.211864	-13.995709
22(				-12.878	-8.436	-4.174	35.211864	12.918	72.988316
75(		新庄公園		-15.776	7.553	1.853	12.918	22.395108	0.676767
76(		新庄公園		-11.025	5.651	12.918	22.395108	0.676767	1.853
56(		新庄公園		-2.860	1.884	11.887	22.395108	0.676767	1.853
55(		新庄公園		0.862	0.201	3.367	2.055	1.853	1.853
54(		新庄公園		0.507	-0.910	-2.055	1.853	1.853	1.853
53(		新庄公園		-1.193	-5.894	-4.771	28.120274	37.028597	17.898896
52(		新庄公園		-4.264	-8.429	-4.393	37.028597	328.951704	164.4758520
				-5.586	-10.311	-1.736	328.951704	164.4758520	164.47



境界線問題 ⑤…石柱 ⑦…ブラスチック柱 ③…コンクリート柱 ④…金網柱 ②…金網柱 ①…鉄み()

著 者

1998年3月20日作製)

人請申

縮尺

250

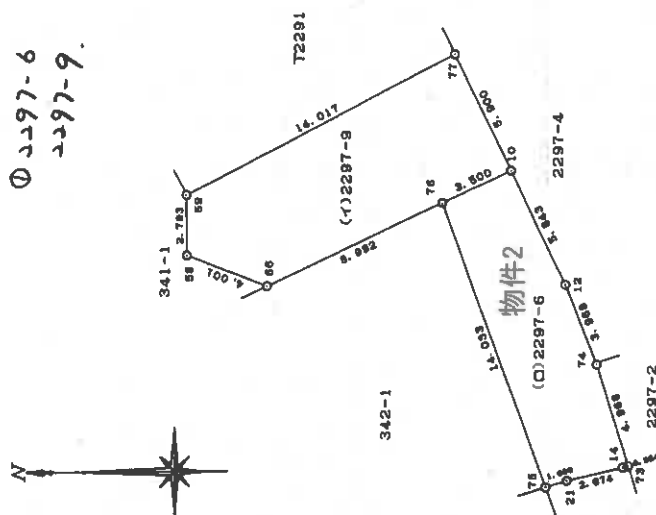
(1) 平成29年9月15日
この図面に記録されている土地の全部又は一部に
ついてその所在又は地番が変更された。
上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日
付である。

412.3.29.

土地積測所在圖圖

地番	2297-6
土地の所在	尾道市山波町字畑岡端

③ 2297
② 2297-6
2297-9
① 2297-6
2297-9



张长林

通番	(口)2297-6	X	Y	X_{s-1}	$Y_s(X_{s-1}-X_{s-1})$
76 (昭和四十二年)	-11.025	5.651	-1.573	-8.88023	
75 (昭和四十一年)	-15.776	7.553	-5.708	43.112524	
21 (昭和四十一年)	-16.733	-7.262	-3.569	25.918078	
14 (昭和四十一年)	-19.345	-6.889	-2.856	19.103784	
73 (昭和四十一年)	-19.589	-6.619	1.214	-8.035466	
74 (昭和四十一年)	-18.131	-1.870	2.918	-5.456660	
12 (昭和四十一年)	-16.671	1.821	3.928	7.152088	
10 (昭和四十一年)	-14.203	7.117	5.646	40.182582	
			倍面積	113.088707	
			面積	56.5443535	
			面積	56.54	

城 關 東 道

項目	金額
(1)2297-8	145.45
總計	58,544,3535
總地價	88,905,465
總地價	88.90

應酬リスト

点	名	種	種	Y
77				-11.825
59	雄キザ	三		6.113
58	雄キザ	三		3.320
76	雄キザ	三		-11.025

境界線を越えて
① 工業 ② ゴム・化学工業 ③ コンクリート造 ④ ……金庫 ⑤ ……銅み()

作製者

光緒二十九年六月十九日作製)

人

縮尺

1/250

(広島県土地家屋調査士会用品)

登記年月日：平成12年2月18日

各階平面図 2260185

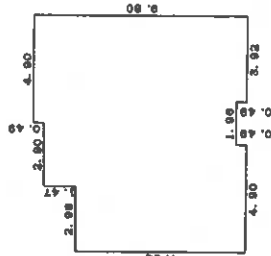
H12.2.18

家屋番号 342-1-2

建物の所在 尾道市山波町字浜田倉ノ内342番地1

建物図面 各階平面図

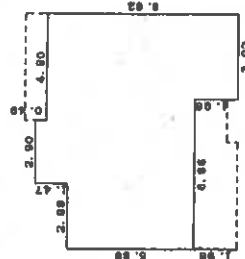
1階



求積表

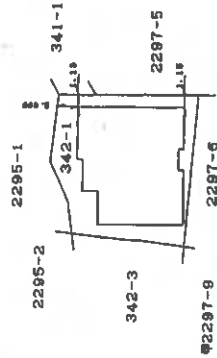
4.90 x 1.96 =	9.6040
2.90 x 1.47 =	4.2630
10.78 x 7.35 =	79.3330
4.90 x 0.49 =	2.4010
3.92 x 1.96 =	7.6832
合計	97.4218
床面積	97.42㎡

2階



求積表

2.90 x 1.47 =	4.2630
4.90 x 6.86 =	33.6140
5.88 x 5.88 =	34.5744
3.92 x 1.96 =	7.6832
合計	80.1346
床面積	80.13㎡



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(広島県土地家屋調査士会所属)

建物間取図

